

事務連絡
平成31年 4月24日

医療機関各位

富山市福祉保健部介護保険課長

改元後の主治医意見書の記載について

日頃から、本市の介護保険制度の推進に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

改元後に富山市の主治医意見書の様式（赤色）を使用し意見書を記載される場合について下記のとおりの取り扱いといたしますのでご案内いたします。（病院の様式の場合を除く）大変お手数をお掛けしますが、どうぞよろしくお願ひ致します。

① 日付について

新元号に対応した主治医意見書（帳票）の入荷が5月末以降になる見込みであり、新元号の帳票入荷まで現在の帳票を使用する予定です。新元号帳票は順次配布されるため、「平成」表記の帳票は「平成」に対応した日付、「令和」表記の帳票は「令和」に対応した日付を記入してください。

※新元号帳票を使用する際は「平成」に対応した日付は記載しないでください。

正 誤

例) 元号が「平成」の帳票 ○平成31年05月01日 ×平成01年05月01日
元号が「令和」の帳票 ○令和01年05月01日 ×令和31年05月01日

② 発症年月日について

発症年月日は和暦をチェックボックスで選択する仕様のため、新元号の選択項目がありません。発症年月日が5月以降の場合も「平成」にチェックを入れ、「平成」に対応した日付を記入して下さい。

③ 項目変更について

平成30年10月1日施行法改正に基づき、新元号帳票から、「4. 生活機能とサービスに関する意見」の「(5) 医学的管理の必要性」内の「看護職員の訪問による相談・支援」項目が削除されます。

(担当) 介護保険課 介護認定係
(電話) 443-2042